

## 大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう食料品の購入費等を支援するため、予算の定めるところにより大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和56年大分県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、交付申請日時点において、大分県内の次の各号の介護保険施設等(令和7年4月1日から交付申請日までの全期間において事業を休止している施設等を除き、高齢者へのサービス提供に当たり、介護保険法及び老人福祉法等で規定される設備基準、人員基準、運営基準を満たすもの。以下「交付対象施設等」という。)を所管し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を除く)
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院

### (補助対象経費等)

第3条 この補助金は、国の実施要綱に基づき、国の補正予算成立日(令和7年12月16日)から交付申請日までの間に交付対象者が負担した食料品の購入費等(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額。消費税及び地方消費税相当額を除く。)を対象とし、令和7年4月1日時点の定員1人当たり18,000円を上限として、国の令和7年度介護保険事業費補助金(介護施設等に対するサービス継続支援事業)の交付決定額の範囲内で交付する。この場合、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、令和7年4月2日以降に新たに事業を開始した交付対象施設等の場合は、その指定等の日時点の定員をもとに算出する。

### (補助金の交付申請、請求)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請及び規則第10条の規定による交付請求は、次に掲げる書類により、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書(第1号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類  
申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の交付額に変更を及ぼさない変更とする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、規則第6条の規定に基づき第2号様式によりその決定の内容を申請者に通知する。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(実績報告、補助金の額の確定)

第9条 規則第12条に規定による実績報告は、第4条第1項に定める申請書の提出をもって行ったものとし、規則第13条による補助金の額の確定は、第6条に定める交付の決定をもって確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第16条の規定に基づき大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(第3号様式)により申請者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部又は一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第11条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度2月補正予算から適用する。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

（法人名）

（役職・代表者名）

大分県介護施設等に対するサービス継続支援事業（食材料費支援）交付申請書  
兼実績報告書兼補助金交付請求書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請（請求）する。

記

1 申請（請求）額 \_\_\_\_\_ 千円

2 受取口座情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種類	普通・当座	口座番号	
口座名義（法人名等）			
口座名義 ※カナ			

3 誓約事項

裏面の誓約事項を確認し、全て該当する場合は☑を記入してください。

誓約事項	
------	--

※該当しない場合、補助金の申請はできません。

（添付書類）

- 1 施設別申請額一覧
- 2 介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所単位）
- 3 上記2にかかる通帳等の写し

(誓約事項)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

施設別申請額一覧

No.	施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)	審査 結果
							介護施設等に対する サービス継続支援事業	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

個票

介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設情報

介護保険事業所番号			事業所名称					
所在地	都道府県名	住所		連絡先	電話番号	担当部署名		
	大分県							
提供サービス(フルタイムから選択)						定員		人

口座情報

本施設分の振込に使用する口座情報を、申請書に記入済	
---------------------------	--

申請にあたっての確認事項

見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。	
支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。	

支出予定額

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	補助上限額	申請額
			千円	千円
需用費(食材料費)				
委託料				
合計				

(注)申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金交付決定通知書

高齢福第 号  
令和 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金については、下記のとおり交付決定(確定)したので、大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

第3号様式(第10条関係)

高齢福第 号  
令和 年 月 日

殿

大分県知事

大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金  
交付決定(一部・全部)取消通知書

令和 年 月 日付け高齢第 号で交付決定しました標記補助金については、大分県介護施設等に対するサービス継続支援(食材料費支援)事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付を(一部・全部)取り消しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付取消額 金 円
- 3 取消し理由